

第2回義肢等補装具専門家会議

参考資料

	ページ
1 浣腸器付排便剤の概要	1
2 ストマ用装具の概要	2
3 体幹装具の概要	3
4 浣腸器付排便剤に関連する障害等級認定基準	7
5 ストマ用装具に関連する障害等級認定基準	9
6 体幹装具に関連する障害等級認定基準	10

浣腸器付排便剤の概要

1 概要

グリセリンを直腸内への注入することによって、腸管の蠕動を亢進させ、または、糞便を軟化、膨潤化させることにより、糞便を排泄させる薬である。

2 支給対象者

せき髄損傷者のうち、障害等級第3級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者で、腸管障害のあるもの

3 支給の範囲

1人につき3日に1個の割合で支給する。

4 型式及び価格等

名称	価格	備考
グリセリン浣腸液		6か月ごとに一括支給
A 110～120ml	290円	
B 60ml	240円	
C 30～40ml	190円	

ストマ用装具の概要

1 概要

直腸の切除により人工肛門を造設した者が身体に装着して排泄物を溜める用具であり、低刺激性の粘着剤を使用した密封型若しくは下部開放型の蓄便袋。

蓄便袋は、人工肛門の排せつ口（ストマ）から排せつされる便を処理するもの。

労災保険の義肢等補装具支給制度のストマ用装具は、蓄尿袋を含まない。

2 支給対象者

業務上の事由又は通勤による負傷、疾病により直腸を摘出したことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者

3 型式及び価格等

名称	基本構造	付属品	価格	備考
人工肛門用	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の蓄便袋とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	皮膚保護剤袋を身体に密着させるもの	8,600円	価格は1か所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であること。

体幹装具の概要

1 概要

身体の体幹に用いる装具の総称であり、体重の支持、せき柱の運動制限、せき柱の良肢位の維持及び矯正するため、首から腰にかけての部位に装着する装具である。

2 支給対象者

- (1) せき柱に常に体幹装具の装着を必要とする程度の荷重障害を残すことにより、障害等級第8級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者
- (2) 労働福祉事業として支給された体幹装具であって、耐用年数を超えたものを有する者

3 支給の範囲

1人につき1個の支給とする。

4 型式及び価格等

(1) の基本価格に (2) 製作要素価格及び (3) 完成用部品のそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額

(1) 基本価格

採型区分	価格		備考
	採型による場合	採寸による場合	
C-1	26,900円	7,400円	
C-2	21,000円	6,850円	
C-3			
(金属枠、硬性)	20,500円	6,450円	
(軟性)	6,450円	6,450円	
C-4			
(金属枠、硬性)	17,600円	6,300円	
(軟性)	6,350円	6,300円	
C-5			

(金属枠、硬性)	15,500 円	6,150 円	
(軟性)	6,150 円	6,150 円	

(2) 製作要素価格

ア 支持部

名称	種類	価格	備考
頸椎支持部	A モールド(熱可塑性樹脂)		モールドのサンドイッチ構造は、16,300円増しとすること。
	1 支柱付き	36,000 円	
	2 支柱なし	28,100 円	
	B フレーム	25,800 円	
	C カラー		
	1 あご受けあり	12,400 円	
2 あご受けなし	10,000 円		
胸椎支持部	A モールド(熱可塑性樹脂)		モールドのサンドイッチ構造は、13,200円増しとすること。
	1 支柱付き	36,500 円	
	2 支柱なし	27,100 円	
	B フレーム	36,400 円	
	C 軟性	21,300 円	
腰椎支持部	A モールド(熱可塑性樹脂)		モールドのサンドイッチ構造は、9,950円増しとすること。
	1 支柱付き	24,300 円	
	2 支柱なし	18,300 円	
	B フレーム	29,400 円	
	C 軟性	16,600 円	

仙腸支持部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、8,600円増しとすること。
	1 支柱付き	19,500円	
	2 支柱なし	14,600円	
	B フレーム	25,700円	
	C 軟性	14,900円	
	D 骨盤帯		
	1 芯のあるもの	14,400円	
	2 芯のないもの	9,450円	
<p>(注) 1 体幹装具の価格は、基本価格と支持部ごとのそれぞれの価格を合算した額とすること。ただし、他の装具と組み合わせるものについては、この限りではないこと。</p> <p>2 後方がフレーム、前方が軟性の場合は、フレームの価格で取り扱うこと。</p> <p>3 ジェットの場合は、フレームの価格で取り扱うこと。</p>			

イ その他の加算要素

名称	種類	価格	備考
体幹装具付属品	高さ調節	3,150円	
	ターンバックル式	4,950円	
	腰部継手	5,400円	
	バタフライ	8,500円	
	肩バンド	2,700円	
	会陰ひも	1,950円	
	腹圧強化バンド	2,700円	
内張り	頸椎支持部	2,900円	
	胸椎支持部	3,550円	
	腰椎支持部	3,200円	
	仙腸支持部	1,950円	
<p>(注) 1 高さ調節の価格は、1か所当たりのものであり、頸椎装具についてのみ加算することができること。</p> <p>2 バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加えることができること。</p>			

(3) 完成用部品

名称	型式	価格	使用部品	備考
斜頸枕用 部品		23,500 円		
ミルウォー キーネ ックリン グ		15,500 円 12,200 円	小原 57D-010 啓愛 K1-N-005A-4	
前方支柱		5,700 円 5,000 円	小原 57D-021 啓愛 K1-N-005A-1	
後方支柱		6,700 円 8,600 円 8,100 円	小原 57D-031 小原 57D-032 啓愛 K1-N-005A-2	
アウトリ ガー		820 円 920 円	小原 57D-041 啓愛 K1-N-005A-3	
蝶番	A 二重式 B 一重式	3,350 円 3,350 円	小原 57D-051 啓愛 K1-N-005A-5	
前方支柱 固定金属		750 円 830 円	小原 57D-061 啓愛 K1-N-005A-6	

浣腸器付排便剤に関連する障害認定基準

1 胸腹部臓器の障害に係る障害等級

(1) 大腸の障害

ア 便秘を残すもの

(ア) 用手摘便を要すると認められるものは、第9級の7の3に該当する。

(イ) (ア)に該当しないものは、第11級の9に該当する。

※ 便秘とは、次のいずれにも該当するものをいう。

a 排便反射を支配する神経の損傷がMRI、CT等により確認できること

b 排便回数が週2回以下の頻度であって、恒常的に硬便であると認められること

2 神経系統の機能障害に係る障害等級

(1) せき髄の障害

ア 「せき髄症状のため、生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、常に他人の介護を要するもの」は、第1級の3に該当する。

以下のものが該当する。

(ア) 高度の四肢麻痺が認められるもの

(イ) 高度の対麻痺が認められるもの

(ウ) 中等度の四肢麻痺であって、食事・入浴・用便・更衣等について常時介護を要するもの

(エ) 中等度の対麻痺であって、食事・入浴・用便・更衣等について常時介護を要するもの

イ 「せき髄症状のため、生命維持に必要な身のまわり処理の動作について、随時介護を要するもの」は、第2級の2の2に該当する。

以下のものが該当する。

(ア) 中等度の四肢麻痺が認められるもの

(イ) 軽度の四肢麻痺であって、食事・入浴・用便・更衣等について随時介護を要するもの

(ウ) 中等度の対麻痺であって、食事・入浴・用便・更衣等について随時介護を要するもの

ウ 「生命維持に必要な身のまわり処理の動作は可能であるが、せき髄症状のために労務に服することができないもの」は、第3級の3に該当する。

以下のものが該当する。

(ア) 軽度の四肢麻痺が認められるもの（上記イの（イ）に該当するものを除く。）

(イ) 中等度の対麻痺が認められるもの（上記アの（エ）又はイの（ウ）に該当するものを除く。）

エ 「せき髄症状のため、きわめて軽易な労務のほかに服することができないもの」は、第5級の1の2に該当する。

以下のものが該当する。

(ア) 軽度の対麻痺が認められるもの

(イ) 一下肢の高度の単麻痺が認められるもの

オ 「せき髄症状のため、軽易な労務以外には服することができないもの」は、第7級の3に該当する。

一下肢の中等度の単麻痺が認められるものが該当する。

カ 「通常の労務に服することはできるが、せき髄症状のため、就労可能な職種が相当な程度に制限されるもの」は、第9級の7の2に該当する。

一下肢の軽度の単麻痺が認められるものが該当する。

キ 「通常の労務に服することはできるが、せき髄症状のため、多少の障害を残すもの」は、第12級の12に該当する。

運動性、支持性、巧緻性及び速度についての支障がほとんど認められない程度の軽微な麻痺を残すものが該当する。

また、運動障害は認められないものの、広範囲にわたる感覚障害が認められるものも該当する。

ストマ用装具に関連する障害認定基準

1 胸腹部臓器の障害に係る障害等級

(1) 小腸の障害

ア 人工肛門を造設したもの

(ア) 小腸内容が漏出することによりストマ周辺に著しい皮膚のびらんを生じ、パウチ等の装着ができないものは、第5級の1の3に該当する。

(イ) (ア)に該当しないものは、第7級の5に該当する。

イ 小腸皮膚瘻を残すもの

(ア) 瘻孔から小腸内容の全部又は大部分が漏出するもの

a 小腸内容が漏出することにより小腸皮膚瘻周辺に著しいびらんを生じ、パウチ等の装着ができないものは、第5級の1の3に該当する。

b aに該当しないものは、第7級の5に該当する。

(イ) 瘻孔から漏出する小腸内容がおおむね100ml/日以上のも

a パウチ等による維持管理が困難であるものは、第7級の5に該当する。

b aに該当しないものは、第9級の7の3に該当する。

(ウ) 瘻孔から少量ではあるが明らかに小腸内容が漏出する程度のものは、第11級の9に該当する。

(2) 大腸の障害

ア 人工肛門を造設したもの

(ア) 大腸内容が漏出することによりストマ周辺に著しい皮膚のびらんを生じ、パウチ等の装着ができないものは、第5級の1の3に該当する。

(イ) (ア)に該当しないものは、第7級の5に該当する。

イ 大腸皮膚瘻を残すもの

大腸皮膚瘻を残したものの障害等級は、上記(1)のイ(小腸皮膚瘻を残すもの)の「小腸」を「大腸」に読み替えて認定することとなる。

体幹装具に関連する障害認定基準

○ せき柱に係る障害等級

荷重機能の障害については、その原因が明らかに認められる場合であって、そのために頸部及び腰部の両方の保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするものを第6級、頸部又は腰部のいずれかの保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするものを第8級に準ずる運動障害としてそれぞれ取り扱う。

※ 荷重機能の障害の原因が明らかに認められる場合とは、せき椎圧迫骨折・脱臼、せき柱を支える筋肉の麻痺又は項背腰部軟部組織の明らかな器質的変化が存じ、それらがエックス線写真等により確認できる場合をいう。